

平成20年度教育行政執行方針

「地域根ざした教育活動の推進」をめざして

清里町教育委員会

清里町の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

はじめに

昨年度は教育基本法の改正を受け、学校教育法、地方教育行政の組織および運営に関する法律、さらには教職員免許法および教育公務員特例法のいわゆる教育3法が改正され、平成20年4月1日から施行されることになりました。

教育行政の基本理念や学校における組織運営体制の確立が明記されるとともに、学校運営情報の積極的提供が規定されるなど、市町村教育委



員会においても具体的な手続きの改正が必要となっております。

中央教育審議会においては、国際的な学習調査等における我が国児童生徒の学力や学習意欲が低下傾向にあるなど、様々な問題が生じていることから、基礎的、基本的な知識・技能の修得による「確かな学力の確立」のため必要な授業時間数の確保をはじめとする新たな学習指導要領の策定を進めております。

また、昨年4月には43年ぶりに全国学力・学習状況調査が小学校6年生・中学校3年生を対象に、算数・国語の基礎・応用の学力調査と児童生徒の生活実態について調査が行われたところであります。

この調査結果につきましては、各学校において成果や課題について分析検討し、教育指導等の改善に活用を図ってまいります。

清里町におきましても、社会の变化や教育環境の変化に対応した施策の展開をどう図っていくのが重要な課題であります。

そのためには、教育に係わる機関が連携し、清里町の将来を担う人づくり、健康で生きがいを持ち、生涯にわたって安心して暮らせる町づくりのため、地域に根ざした教育活動

を推進してまいります。

幼児教育・学校教育の推進

幼

児教育につきましては、私立幼稚園運営に対して行っております支援を継続実施するとともに、少子化対策でもある第3子以降の園児に対する保育料補助および幼稚園就園奨励費補助を引き続き行っております。

また、少子化にともなう児童生徒数の減少は、今後数年間において町内各小学校にも顕著にあらわれてまいります。

昨年末には、町内連合PTA懇談会におきまして児童数の将来推計についてご報告申し上げ、各学校や保護者はもちろんのこと、地域を含めたあるべき方向性を議論する必要性についてお話し申し上げたところであります。

今後、各学校のあり方は基本的には、保護者や地域の考え方が重要な要素であることを前提として検討を行ってまいります。

学

校教育につきましては、昨年4月より実施しております「2学期制」について、初期の目的である「教育効果を高めるカリキュラム編成」的「確かな学習評価」などの成果



について検証を行ってまいります。

また、学校教育法の改正にともない、教育活動や学校運営に関し外部評価を行うことが規定されましたので、新たに学校関係者による評価委員会の設置を行い、評価の公表などによる学校運営の改善、開かれた学校づくりを進めてまいります。

また、児童生徒を取りまく教育環境の変化や生活環境の変化は著しいものがあります。家庭でのしつけ、学校生活での悩みなど、子どもたちや保護者の総合的なアドバイザーとして生涯学習（子育て支援）専門員の配置を行ってまいります。

さらに、児童の体格の変化に対応した児童用机・椅子について昨年度より順次更新しておりますが、本年度は緑町小学校について整備を行ってまいります。

清

里高校総合支援対策につきま
しては、平成16年度より交通
費や教科書・進路指導対策などへの
支援を行い、一定の成果をみてきた
ところでありますが、平成20年度の
入学希望者は前年を大きく下回り2
間口維持は困難な状況にあります。

児童生徒数の減少が今後続いてい
くことが確実な状況において、北海
道教育委員会の示す「公立高等学校
配置計画」や中学校卒業予定者・保
護者等の動向を見極め、平成21年度
以降の清里高校のあり方や支援対策
についての検討を行ってまいります。
学校給食につきましては、平成6
年に現給食センターの供用を開始し
て以来、16年経過しておりますので



蒸気管取替等年次的な修理・修繕を
行ってまいります。

また、原油価格高騰による物資輸
送費への影響、国際的な小麦・乳製
品等の価格上昇は、給食食材に大き
な影響をおよぼしているところであ
りますが、献立などの工夫により現
在のところは給食費への影響をおさ
えております。平成21年度に向けて
学校・保護者をふくめた検討を行う
とともに、安全で安心な学校給食の
提供を行ってまいります。

子育て支援・健康づくり

「自

立したくらし、豊かなくらし
を創造する社会教育の推進」

を基本目標として、平成18年度から
の5カ年計画である第6次社会教育
中期計画につきましては、平成20年
度が中間年度でありますので施策・
事業についてローリング作業を行っ
てまいります。自立計画重点事業
であります「子育て支援事業」、地
域づくりを担う「人材育成事業」、
健康で豊かな生涯をおくる「健康づ
くり総合対策事業」などを中心にし
て生涯学習の推進をはかってまいり
ます。
子 育て支援につきましては、留
守家庭児童を対象とした学童
保育、子育て支援センターと連携し
た専門員の配置などを継続実施す
るとともに、子育て・家庭教育や学校
PTA等との連携による学習機会の
確保を行ってまいります。

また、「たくましい清里の子ども」

育成のため、関係機関や青少年団体・
女性団体が連携協力して実施してお
ります「きよさと子ども塾」や、一
般市民を対象とした地域課題の主体的
な解決を目的とする「清里セミナー」
につきましても、内容の充実をはか
り継続実施してまいります。

中・高校生海外派遣研修事業につ
きましては、派遣人数については調
整を行います。ニュージーランド
モト工力での学校訪問を中心に実施
してまいります。



また、町民対象の海外派遣研修事
業につきましても、事業目的である
地域づくりを担う人材育成事業とし
て、関係機関・団体との連携により
実施してまいります。

外国人英語講師招へい事業につき
ましては、現講師の退任にともない、
モト工力出身の新講師を採用し、引
き続き町内各学校での国際理解教育、
英語教科さらには一般成人対象講座
など、学校教育・社会教育事業での

活用をはかってまいります。

高齢者の生きがいづくり、学習活
動を目的に実施しております「こと
ぶき大学」につきましては、学習内
容の焦点化等をはかるなど、高齢社
会に対応した学習機会の充実に努め
てまいります。

健

康分野における今日的課題で
ある生活習慣病や介護予防対
策につきましては、行政内連携によ
る総合対策事業として実施し3年目
を迎えますが、「さわやか健康講座」
「いきいき健康セミナー」を継続実施
してまいります。

社会体育施設につきましては、全
ての施設が建設後の年数経過により
改修・修繕の必要性が生じておりま
すが、年次的に補修を行う計画であ
り、本年度は武道館外壁塗装を行っ
てまいります。

また、清里トレーニングセンター
や町民プールなど施設の管理運営に
つきましては、指定管理者制度導入
を前提として、そのあり方について
具体的な検討を行ってまいります。

おわりに

以上、教育行政の執行にあたって
の所信と平成20年度の主要な事業に
ついて申し上げましたが、町民皆さ
んのご理解とご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。教育行政執行方針
といたします。